

# 木村幹著 『民主化の韓国政治 ——朴正熙と野党政治家たち 1961-1979』

名古屋大学出版会、2007年

歴史上ある時点 ( $t_1$ ) で従前 ( $t_0$ ) のある状態 (A) から別の状態 (B) に変化すること (A ( $t_0$ ) → B ( $t_1$ )) はもちろん、一定の期間 ( $t:0 \rightarrow 1$ ) 何らかの状態 (B) が持続していること (B ( $t_0$ ) = B ( $t_1$ )) も本来全く自明のことではない。まして変化した後の持続 (A ( $t_0$ ) → B ( $t_1$ ) = B ( $t_2$ )) はなおさら説明を要する。それゆえ、「民主化」という体制移行だけでなく、「民主化以降の民主主義」体制の持続についても、その様相を叙述し、因果律を説明することが近年民主化／民主主義の比較研究において重要な焦点になっている。

本著は、こうした背景の中、民主化の波を経験した他のアジア諸国とのクロスナショナルな比較も念頭にしつつ、韓国における第3共和国(1962-1972)と1987年以降を事例に一国内の時系列比較を試みている。第3共和国と1987年以降は両方、「民主化以降の民主主義」体制に該当するが、その持続には顕著な対比が見られる。5・16軍事クーデタ後民政移管して成立した第3共和国はその後維新体制(1972-80)へと後退したが、その維新体制と第5共和国(1980-1987)を経て6月民主抗争の結果成立した民主主義体制は今日に至るまで20年以上そのまま持続している。

こうした民主主義体制の持続において、著者が注目するのは憲法である。そもそも、民主化自体、それぞれ憲法が改正されることで実現した。前者は軍政下で事実上効力が停止されていた1960年憲法から1962年憲法への改正、後者は1980年憲法から1987年憲法への改正を経ている。政治体制は憲法によって権威主義的にも民主主義的にも特徴づけられる。逆に言うと、再び憲法が改正されれば、民主主義から権威主義へと体制が変化するかもしれないということである。事実、1962

年憲法の場合、1969年憲法への改正を経て、1972年憲法という実質的に新しい憲法を以って代替されることで権威主義体制へと後退した反面、今日においても現行憲法である1987年憲法は民主主義体制の持続を意味している。それゆえ、体制の持続や変化を明らかにするには、憲法という際たる法・政治制度を問題にしなければならないという著者の着眼点は至極妥当である。著者によると、第3共和国が持続しなかったのは1962年憲法そのものが常に政治の焦点になったのに対して、今日の民主主義体制がそれなりに定着しているのは1987年憲法が各アクターに受け入れられるようになったからであるとされる。

憲法は一方で、インセンティブ付与を通じて、アクターが自らの目的や利害を追求する上で選択可能な手段や戦略を制約することで、アクターの行動や相互作用を構造化する。他方、憲法はパレート最適なゲームのルールというよりもアクターによる暫定的な均衡戦略であるため、均衡が崩れると変化するものである。著者が注目するアクターは野党政治家である。民主主義体制において野党政治家とは、定義上、権力（韓国の場合、大統領ポスト）の掌握を目指して選挙という競争に挑んでいるものの、端的に、敗北したエリートのことである。この場合、一般に、敗者には2つの可能性が考えられる。1つは、次の選挙に再び参加し、捲土重来を期すということである。もう1つは、こうした競争の方法を規定する憲法自体を認めず、超憲法的な方法に訴えるということである。1962年憲法をめぐって韓国の野党政治家が稳健派（前者）と強硬派（後者）に分裂した様相について、本著では説得的に詳述されている。1962年憲法は当初、こうした野党政治家の分裂によってその正統性に疑義が提示されていたのは間違い

ない。

民主主義とは多数派の形成をめぐる競争である以上、勝者（多数派）と敗者（少数派）が必然的に伴うが、敗者が敗北に承服してはじめて、多数派による支配が安定する。この際、敗者の同意（loser's consent）を担保するのは、勝者の自制と次の競争の不確実性である。敗北した場合でも取り分がそれなりに保障されていると次の競争を待つことが可能になる。また、多数派と少数派が入れ替わるかもしれないという見通しが成り立つ場合には、待つことに意味がある。そのためには、できることなら自らの取り分を最大化し、次も勝てるように競争の方法自体を自らに有利なように変更したいはずの勝者自身がそうはできないようあえて予め憲法に書き込んでおくことが重要である。少数派の同意は多数派の自制がまずあってこそ担保される。ここに、多数派支配としての民主主義に原理的に対立・緊張関係にある憲法や立憲主義の意義があり、むしろだからこそ民主主義体制が安定化するという逆説がある。

だとすれば、第3共和国が安定しなかったのは、1962年憲法をめぐる敗者の同意が欠如していたというよりはむしろ、勝者の自制が内在化していなかった点にこそ求められる。本著ではその過程について、1969年憲法への改正に注目して描かれている。軍服を脱いだ朴正熙は選挙を通じて選出された以上、多数派の代表であるのは間違いないが、1962年憲法では、大統領の任期は2期までに限られていた（第69条第3項）。にもかかわらず、自らに3選出馬の道を開くために憲法を改正したというのは勝者の自制を反故にするものであった。これ以降、野党政治家は当初その受容をめぐって分裂していた1962年憲法をむしろ擁護するようになり、大統領との対決の旗幟を鮮明にする強硬派を中心に再編されるようになったが、先手はあくまでも大統領であった。

とはいえる、この憲法改正は第7代総選挙（1967年）で与党・共和党が獲得した3分の2を超える議席に基づいて、あくまでも適法手続きに従って行われたということも重要である。野党には3選出馬に臨んだ朴正熙に選挙で勝つという可能性がまだしも残されていた。そこで一気にスターダム

に昇りつめたのが40代旗手論を掲げた金大中と金泳三という二人の人物である。1971年の大統領選挙で朴正熙は勝利し3選に成功し、金大中をなんとか振り払ったものの、総選挙では議席を減らし3分の2は手放すことになり、1969年憲法の規定のままだと、1975年には権座から退かなくてはならなくなってしまった。そこで朴正熙が断行したのが新憲法の制定による維新体制の成立である。大統領は市民によって直接選出されるのではなくなり、朴正熙には終身大統領が保障された。これにより、勝者は多数派の代表であるという民主主義の擬制が担保されなくなり、敗者には次は多数派になることができるかもしれないという可能性が完全に閉ざされることになった。ここに、多数派＝勝者と少数派＝敗者の両方に、それぞれ自制と同意を促すインセンティブを内在化した憲法と民主主義体制が同時に瓦解した。本書はここまで軌跡を丹念に描いた上で、だからこそ、これ以降、競争の復活、つまり大統領の直接選出を可能にする憲法改正こそが民主化の共通理解になり、事実、1987年憲法でそれが実現したと論じている。

だが、現行の1987年憲法は1962年憲法の再現ではない。著者によると、この2つの憲法は大統領の権限の大きさという点で類似しているとされるが、評者の判断では、いくつかの点で大きく異なっている。第1に、大統領の任期である。1962年憲法では2期8年まで可能であったのに対して、1987年憲法では1期5年限りである。しかも、仮に現行憲法の改正が行われたとしても、1969年憲法とは異なって、現職の大統領には適用されないという制約がそもそも内在化している点が大きく異なる（第128条第2項）。民主的な手続きに則って執政の延長を実現することはそもそも不可能になっている。第2に、大統領選挙と総選挙の関係である。第3共和国では、大統領と国会議員の任期は4年で一致しており、大統領選挙が行われた直後に総選挙が行われた。その場合、与大野小（統合政府）になりやすく、野党は大統領ポストを獲得できないだけでなく国会でも少数派となる。それに対して、1987年以降は、大統領と国会議員の任期はそれぞれ5年と4年で一致せず、また選挙の日程も12月と4月のため、常に非同

時選挙で、与小野大（分割政府）を生じさせやすい。大統領選挙の敗者が国会では多数派になるのである。このように、1987年憲法には、勝者と敗者の両方に、それぞれ自制と同意を促すインセンティブが内在化されていて、結果として、民主主義体制の持続に貢献していると言える。

それに、そもそも、大統領にせよ野党政治家にせよ、政治エリートに憲法という制度を遵守させているのは、究極的には、市民である。大統領が所定の任期に手をつけて権座にとどまろうとする場合、それを阻止しようと市民が抵抗し、そうなると権座から追われることになると恐れるとき、大きな権限を有する大統領も自ら進んで憲法を遵守する。野党政治家も、超憲法的な方法に訴えて市民からの支持を得られず、その試みが失敗することが必至な場合、やはり憲法を遵守する。つまり、敗者の同意は勝者の自制に担保されるが、その勝者の自制は市民次第である。バラバラでは無力な市民がエリートに対して力を持つには結束しなければならない。本来、相互に多様な利害を有する市民はそのままではバラバラのままだが、憲法がフォーカル・ポイントとなることで、どこまで基本権が侵害されたら立ち上がるべきなのかについてコンセンサスが可能になる。その意味で、民主主義の源泉である市民という集合的なエージェンシーを成立させているのも憲法である。

1948年憲法の制定と建国から今年で丸60年を迎えた韓国憲政史の行方を展望する上でも本書の含意は重大である。奇しくも、第18代国会に未来韓国憲法研究会が発足し、1987年憲法の評価が始まり、場合によっては憲法改正というシナリオが現実化しそうである。その意味で、第3共和国の瓦解と憲法に関して精緻に分析した本書は、真に優れた歴史研究は現代分析そのものであることを示した好例として、韓国でも広く読まれてほしい。  
(浅羽祐樹 山口県立大学)

#### 〈参考文献〉

- 拙稿（水島朝穂との共著）「韓国憲政史における自己拘束的な憲法：1948年憲法・1962年憲法・1987年憲法の比較」早稲田大学比較法研究所『比較法学』第38巻第1号（2004年）、169-206頁。
- 川岸令和・薮下史郎編『立憲主義の政治経済学』（東洋経済新報社、2008年）。
- 恒川惠市編『民主主義アイデンティティ』（早稲田大学出版部、2006年）。
- 長谷部恭男・杉田敦『これが憲法だ』（朝日新書、2006年）（韓国語版は拙訳で既刊から近刊予定）。
- 최장집『민주화 이후의 민주주의 : 한국민주주의의 보수적 기원과 위기』（개정판）서울, 후마니타스, 2005.
- Christopher J. Anderson, et al(eds.), *Loser's Consent: Elections and Democratic Legitimacy*, Oxford, Oxford University Press, 2007.